

# 高知くらしの護身術

451

## 上半期まとめ

### はがきの架空請求増

(2017年12月19日掲載原稿)

2017年度上半期に県立消費生活センターが受けた相談は1,439件（前年同期比55件減）でした。

年代別の契約当事者は、60代が最も多く、次は70歳以上と、高齢者が多い状況が続いています。前年同期と比べると、20代以下、50代、60代の相談が増えています。

最も相談の多い商品・サービスは、インターネットなどのサイト利用に関するワンクリック請求、架空請求などの「放送・コンテンツなど」。全ての年齢層で最も多く、288件となっています。

次は97件の「融資サービス」。用途目的が限定された住宅や自動車ローンなどの契約や、用途を限定しないフリーローン契約に関する相談で、20代以上のすべての年齢層から相談が寄せられました。

今期の特徴は、架空請求と健康食品の相談が増えたことです。

架空請求は、前年同期は0件だったはがきによるものが急増。国の機関であるかのような名称ではがきが送られてきたとの相談が相次いでいます。結果、相談件数は292件と、前年度1年間の件数（224件）を上回る状況となりました。

健康食品については、『初回無料』や『お試し』という広告にひかれて申し込むと、定期購入になっていた」という相談が多く寄せられています。定期購入の表示はあるが目立たなかったり、低価格に目を奪われて見落とししたりするケースが多くあります。通信販売はクーリング・オフの対象外なので、申し込む際は、購入条件や返品対応を確認することが重要です。

センターのホームページでは、さまざまなトラブルの事例や注意すべき点を随時掲載しています。ぜひ参考にして、被害やトラブルの防止、早期発見につなげてください。